

2020年4月2日号

国内外における新型コロナウイルスの影響まとめ（速報・その5）

はじめに

4月1日に発表された日銀短観が7年ぶりにマイナスに転じるなど、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動への影響が深刻化しています。また、諸外国における移動制限や事業所閉鎖の拡大に伴い、海外に子会社・関係会社を抱える企業からの問い合わせも増えているため、当事務所の海外オフィスと連携して速報ベースで各国の方針や影響拡大状況の概要につきお知らせ致します。なお、本ニュースレターは感染拡大が続く間、不定期に配信していきたいと思っておりますが、同感染症の拡大状況については日々状況が変化している中、本ニュースレターの内容がその後変更・更新されている可能性については十分ご留意の上参照ください。本ニュースレターの内容は、特段記載のない限り、日本時間 2020年4月1日夜時点 で判明している情報に基づいています。

本号で取り上げる対象国：[日本](#)、[中国](#)、[米国](#)、[欧州全般](#)、[ドイツ](#)、[英国](#)、[シンガポール](#)、[インドネシア](#)、[ベトナム](#)、[インド](#)、[タイ](#)、[フィリピン](#)、[マレーシア](#)、[ミャンマー](#)

国内（塩崎彰久弁護士：akihisa_shiozaki@noandt.com）

全体概況 死亡者：56人、感染者数（累計）：1,953人（3月31日現在）

国内での感染者数が急増する中、3月26日に「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」が改正され、都道府県知事（又は市区長）の権限により感染拡大防止のための最大72時間の交通制限や建物封鎖等の措置を感染症法に基づき行うことが法律上可能となった。なお、かかる措置に違反した場合には罰則も適用される。翌27日には、新型コロナウイルス感染症等対策措置法に基づく政府対策本部が設置されるなど、緊急時を見据えた法制の整備が進んでいる。

他方、多くの企業が3月末に決算期を迎える中、海外事業の閉鎖等の影響により決算発表の遅延を懸念する企業が増えており、開示のあり方や定時総会の準備への影響に関する検討が急務となっている。

主な政府発表

- ・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令¹（厚生労働省 3月26日）
- ・東京都知事会見（東京都庁 3月25日²・同27日³・同30日⁴）

¹ <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H200327H0180.pdf>

（新旧対照表）<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H200327H0181.pdf>

² <https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2020/03/25.html>

³ <https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2020/03/27.html>

⁴ <https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2020/03/30.html>

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針⁵（厚生労働省 3月28日）
- ・新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）⁶（厚生労働省 3月30日更新）

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令について

1. 概要

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令によって、指定感染症である新型コロナウイルスに準用される感染症法の条文が変更された。変更点として特に重要なのが、法33条（交通の制限又は遮断）、法44条の3（感染を防止するための協力）及び法64条（保健所を設置する市又は特別区）の準用である。

2. 法33条

法33条は72時間以内の期間を定めて、当該感染症の患者がいる場所その他当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断することを定めている。交通の制限・遮断のためには命令だけではなく「強権的な措置」も想定されている⁷。同条に反した場合には、50万円以下の罰金が科される（77条5号）。

3. 法44条の3

同条は、「都道府県知事は、…前項の規定により報告を求めた者〔注：当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者〕に対し、同項の規定により定めた期間〔注：当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間〕内において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。」としている。諸外国の例のように、外出禁止令を出すことはできないが、特定の者に対する政府や都知事の外出自粛の要請に法的根拠が与えられたことになる。

4. 法64条

同条により、保健所を設置する市又は特別区については、感染症法上の様々な措置の主体が都道府県知事から市区長に変更される。そのため、より機動的に感染拡大防止のための措置がとられ得ることになる。

渡航情報

1. 日本から外国への主な渡航制限⁸（3月31日現在）

全世界にレベル2の感染症危険情報（不要不急の渡航は止めてください。）が出されている。中国、韓国、欧州及び米国等のほぼ全域にレベル3の感染症危険情報（渡航は止めてください。）が出されている。

2. 外国から日本への主な渡航制限⁹（3月31日現在）

欧州各国及び中国、韓国の一部地域に滞在歴のある外国人の入国を原則拒否している。

中国（川合正倫弁護士：masanori_kawai@noandt.com）

全体概況 死亡者：3,305人、感染者数（累計）：81,518人（3月31日現在）¹⁰

国内感染の収束傾向を受け、多くの企業が事業活動を段階的に再開している。他方で、3月末まで感染者統計に

⁵ <https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2020/03/30.html>

⁶ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

⁷ 「詳解 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 四訂版」（厚生労働省健康局結核感染症課編・中央法規、2016年）、p156

⁸ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

⁹ <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

¹⁰ 大部分は武漢が所在する湖北省に集中している（累計死亡者数3,187人、累計感染者数67,801人）。

計上されていなかった無症状感染者が4月1日現在で1,367人と発表され、これらの無症状感染者からの2次感染と見られる事例が各地で報告されるなど、感染第二波への根強い不安感が広がっている。また、国外からの流入事例が新規感染者の大部分を占める状態が続いたことを受け、入国者に対する管理が厳格化され、3月28日以降は外国人の入国は一時的に停止され、有効なビザや居留証明があっても入国できなくなった。

渡航情報

- ・中国外務省は3月28日から、原則として全外国人の入国を一時停止する措置を適用し、有効なビザや居留許可を持っていても入国できない。例外的に入国が許可される場合は、外交、公務、礼遇、乗務員ビザで入境する場合並びに外国人が訪中して必要な経済貿易、科学技術等の活動に従事する場合及び緊急の人道主義の必要に基づく場合で中国の在外公館に申請して査証を取得した者に限定されている。
- ・3月29日以降、中国の国内航空会社は、1社につき各国1路線を週1往復まで、外国の航空会社は、中国との航空路線1路線を週1往復までに制限されており、中国を離発着する航空機移動は大幅に減少している。

その他

- ・国内感染の収束傾向を受け事業再開する動きが活発化しており、上海市では地下鉄の乗車率の向上が見られる。他方で、営業を再開していた東方明珠塔等の屋内の観光施設が3月30日から再び閉鎖され、映画館の再開も禁止されるなど、感染第二波への警戒も広がっている。

米国 (大久保涼弁護士 : ryo_okubo@noandt.com)

全体概況 死亡者：2,860人、感染者数：163,539人（3月31日現在）

この1週間で、米国の感染者数は約4倍、死亡者数は約5倍になった。このうち引き続きニューヨーク州が最悪であり、ニューヨーク州と隣接するニュージャージー州の合計で全米の感染者の半分超（83,767人）を占める。ニューヨーク州における感染者数の増加にはスローダウンの傾向も見られるが、ピークは2~3週間後と見込まれ、必須サービスを除く全ての事業者の在宅勤務義務及び自宅待機要請を定める行政命令の期限も4月15日まで延長された。また、海軍病院船「コンフォート」の到着や Javits Convention Center の臨時病院開業に加えて、セントラルパークにテント式の野外病院を設置するなど、医療崩壊を防ぐ努力が続けられている。米軍は、同様の臨時病院を全米で最大341施設設置する方向で、急ピッチで作業を進めている。懸念される人工呼吸器の不足に対しては、ゼネラルモーターズ（GM）が国防生産法に基づく製造命令を受け、他にフォード、テスラ、トヨタ等の自動車メーカーが工場の転用により生産することを発表している。このような中で、トランプ大統領は、イースター（4月12日）までに米国のビジネスを再開させる意向を撤回し、国民への自粛要請を4月30日まで延長する方針を明らかにした。

主な政府発表

（法務）

- ・各種連邦税上の特例や経済援助策を含む、コロナウイルス支援・救済及び経済保障法（通称 CARES 法）が成立（3月27日）
- ・デラウェア州最高裁が、4月15日まで公開の法廷を閉じる（今後の手続は電話会議等でのみ行う。）旨及び裁判手続等における期限を4月21日までに延期する旨を通告（3月22日）
- ・ニューヨーク州が、裁判手続等における期限を4月19日まで延期する行政命令を发出（3月20日）
- ・ニューヨーク州の裁判所が、民事法廷の運営を必須の案件に限定する旨を通告（3月15日）
- ・司法省（DOJ）及び FTC が、合併にかかる独禁法審査を一時的な e-filing system に移行すること及び審査期間短縮制度は一時凍結することを発表（3月13日）、その後、審査期間短縮制度を3月30日から再開することを発表（3月27日）
- ・IRS が、連邦税の確定申告・支払期限を3か月延長（3月13日）
- ・SEC が、テレビ会議方式の株主総会を容認する指針を発表（3月13日）

- ・SEC が、investment advisor 及び registered fund に対して、4 月 30 日までに提出義務のある年次報告について提出期限の 45 日間の延長を認める命令を发出（3 月 13 日）、その後対象期間を 6 月 30 日までに提出義務がある場合に改訂（3 月 25 日）
- ・SEC が、上場会社に対して、4 月 30 日までに提出義務のある有価証券報告書等（Form10-K, 10-Q 等）について提出期限の 45 日間の延長を認める命令を发出（3 月 4 日）、その後、対象期間を 7 月 1 日までに提出義務がある場合に改訂（3 月 25 日）

（一般）

- ・政府が、ニューヨーク州、ワシントン州、カリフォルニア州について大規模災害認定（3 月 22 日）
- ・ニューヨーク州知事は、3 月 22 日午後 8 時以降の、必須サービスを除く全ての事業者の在宅勤務義務・自宅待機要請を定める行政命令を发出（3 月 20 日）、その後期限を 4 月 15 日まで延長（3 月 29 日）
- ・トランプ大統領が、国防生産法を発動（3 月 18 日）、GM に同法に基づく人工呼吸器製造を命令（3 月 27 日）

渡航情報

・CDC（米国疾病予防管理センター）は、以下の国への海外渡航について 3 月 31 日時点で以下の注意レベルを発表している。

レベル 3（入国制限対象）：欧州 26 か国（シェンゲン協定加盟国）、英国、アイルランド、中国、イラン

レベル 3（不必要な渡航を避けること）：オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、エクアドル、インド、インドネシア、日本、イスラエル、マレーシア、パキスタン、フィリピン、カタール、ルーマニア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、韓国、タイ、トルコ

レベル 2（高齢者及び基礎疾患保有者は不必要な渡航を避けること）：全世界

その他

・米国では、ビジネスへの影響も大きく出始めており、法的問題も現実化しつつある。実際、カジノやレストランが保険会社に対して COVID-19 に関連して受けた損害について保険の支払をできるように求める訴訟を提起したり、スポーツジムの月額会員料の返還を求める集団訴訟、COVID-19 に関連する開示の内容について証券詐欺であるとして争う集団訴訟等が提起され始めている。

欧州（アクセル・クールマン外国法事務弁護士：axel_kuhlmann@noandt.com/

大沼真弁護士：makoto_ohnuma@noandt.com)

全体概況

2 月下旬以降、北イタリアでの感染拡大から始まり欧州全域で感染者が急増しているが、イタリアやスペインでは感染者の増加ペースが鈍化しており、感染拡大のピークは近いとの指摘がある。ここまでとられてきた対応策は各国異なるが、イタリア、フランス、ドイツ、英国といった主要国を含む多数国では、食料品店や薬局等を除く施設の閉鎖や集会の禁止等、厳しい措置が採用されている。EU レベルにおいても、3 月 17 日、EU 加盟国により、非 EU 市民による EU 域内への 30 日間の原則渡航禁止等の措置が決定された。

日本の外務省は、3 月 23 日に欧州各国における感染症危険情報を更新し、イタリア、スペイン、ドイツ、フランスを含む複数国をレベル 3（渡航中止勧告）に引き上げた。加えて、レベル 3 の国は日本への入国制限の対象地域とされた。また、3 月 31 日には、英国を含む欧州のほぼ全域がレベル 3（渡航中止勧告）に引き上げられた。

ドイツ及び英国については、以下の国別情報も参照されたい。

主な政府発表

- ・欧州委員会による外資規制に関する加盟国向けのガイダンスの公表（3 月 25 日）
- ・欧州議会による経済支援措置の可決（3 月 26 日）

渡航情報

・非 EU 市民による EU 域内への 30 日間の原則渡航禁止等の措置が、3 月 16 日、欧州委員会により提案され、3 月 17 日、EU 加盟国首脳により決定された。英国市民、EFTA 加盟国市民、永住者、医療従事者、通勤者等は渡航禁止措置の例外対象となる。各加盟国により実施される。

・日本の外務省は、3 月 23 日に欧州各国における感染症危険情報を更新し、イタリア、スペイン、ドイツ、フランスを含む複数国をレベル 3（渡航中止勧告）に引き上げた。また、3 月 31 日には、英国を含む欧州のほぼ全域がレベル 3（渡航中止勧告）に引き上げられた。レベル 3 の国は日本への入国制限の対象地域とされている。

その他

・欧州委員会は、3 月 25 日、外資規制に関する加盟国向けのガイダンスを公表した。公共の秩序・安全の維持のために極めて重要な医療インフラ分野等における EU の企業や資産を保護するために、外国からの投資に関するスクリーニングその他必要な措置をとることを加盟国に求めるとともに、重要な企業を外国からの投資から保護するための手段として黄金株の活用等を推奨している。欧州におけるこのような分野における投資を検討している日本企業にとっては、外資規制の対応について留意が必要である。

・欧州議会は、3 月 26 日、ほぼ全会一致で、EU レベルでの経済支援措置について可決した。①370 億ユーロの中規模事業者、ヘルスケアシステム、労働市場等への支援、②8 億ユーロの公共医療危機対応のファンド、③航空会社の運航義務を一時的に免除する措置等を内容とする。

ドイツ（アクセル・クールマン外国法事務弁護士：axel_kuhlmann@noandt.com/

大沼真弁護士：makoto_ohnuma@noandt.com)

全体概況 死亡者：682 人、感染者数：68,180 人（3 月 31 日現在）

感染者数は増加を続けており、感染者数は 1 週間で 3 万人超増加している。ドイツは連邦制を採用しているため、感染対策措置は基本的に各州の権限の下において行われている。もっとも、3 月 16 日には、ドイツ政府は、感染拡大を抑制するための施策として、連邦政府・各州の間で合意された対策措置に関するガイドラインを公表し、各州の権限は維持しつつも、ドイツ全土で統一的な措置が採用されることとなった。食料品、薬局等を除き、バー、劇場、見本市、スポーツ施設等、人の集まる施設が閉鎖されることになり、また、ドイツ国内のホテルの宿泊も必要な場合に限られ、観光目的には利用できないものとされた。さらに、3 月 25 日には、新型コロナウイルスの対策法がドイツ連邦議会で可決された。

日本の外務省は、3 月 23 日にドイツにおける感染症危険情報を更新し、ドイツをレベル 2（不要不急の渡航自粛）からレベル 3（渡航中止勧告）に引き上げ、日本への入国制限の対象地域とした。

主な政府発表

- ・新型コロナウイルスの対策法の成立（3 月 25 日）
- ・ドイツ政府による 7,500 億ユーロ（約 90 兆円）の支援パッケージの承認（3 月 23 日）
- ・メルケル首相による感染拡大防止策の発表（3 月 22 日）
- ・ドイツ連邦政府によるガイドラインの発表（3 月 16 日）

渡航情報

・EU の渡航禁止措置が、ドイツでは 3 月 17 日をもって発効する旨発表された。

・出入国の暫定的制限として、フランス、オーストリア、ルクセンブルグ、スイス、デンマークとの国境において出入国制限の措置がとられている。但し、物流及び国境を越える通勤者の出入国については、例外として認められている。

・日本の外務省は、3 月 23 日にドイツにおける感染症危険情報を更新し、ドイツをレベル 2（不要不急の渡航自粛）からレベル 3（渡航中止勧告）に引き上げ、日本への入国制限の対象地域とした。

経済支援措置

- ・ドイツ政府は7,500億ユーロ（約90兆円）の支援パッケージを承認した。
- ・主として①国営金融機関であるKfWからの融資、それに対する政府保証の増強、②経済安定基金（6,000億ユーロ）による、直接投資、融資又は保証を通じた資金供与（大・中規模企業向け）、③500億ユーロ規模の小規模事業者向けの直接的経済支援の3つから構成される。
- ・同時に、ドイツ政府は補正予算を4,848億ユーロに増額し、また、税収の大幅な減少（約335億ユーロ）が予想されることから1,500億ユーロの国債発行をすると報じられた。

新型コロナウイルスの対策法

- ・3月25日、ドイツ連邦議会（Bundestag）は全会一致で新型コロナウイルスの対策法を可決した。同法は、①長期の消費者契約について支払猶予（モラトリアム）を認めるとともに、②賃貸借や③消費者ローンについて新たなルールを導入するものである。
- ・まず、①のモラトリアムでは、消費者及び小規模事業者に対して、2020年3月8日までに締結された長期間の消費者契約に関して、2020年6月30日までの間、以下の条件を満たす場合に、契約上の義務履行を拒否する権利が認められた。さらに、ドイツ連邦政府は、かかる期間を2020年9月30日まで延長する権限が与えられている。
 - 当該契約は必要不可欠なもの、すなわち、消費者の場合は基本的な生活、小規模事業者の場合は事業の存続に必要な物・サービスに関する契約であること。
 - 消費者の場合、新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、当該契約の義務履行をすることによって、自ら又はその家族の合理的な生活を危険にさらすことになること。
 - 小規模事業者の場合、当該契約の義務履行をすることによって、その事業運営を危険にさらすことになること。
 - 契約上の義務履行を拒絶することが不合理でないこと（契約の相手方の事業運営や生活を危険にさらすようなものでないこと）。
- ・次に、②賃貸借については、賃料の支払が困難となるケースが予想されることから、賃借人が2020年4月1日から6月30日までの間に支払わなかった場合には、新型コロナウイルスの影響によるものと推定され、賃借人の解除権が制限されることとなった。また、ドイツ連邦政府は、かかる期間を2020年9月30日まで延長する権限が与えられている。
- ・また、③消費者ローンについては、以下の条件を満たす場合に、返済の繰り延べが認められることとなった。ドイツ連邦政府には、同様の措置を小規模・中規模事業者にも拡大する権限が与えられており、また、以下の繰り延べの期間を2020年9月30日まで延長する権限が与えられている。
 - 2020年3月15日までに締結された消費者ローン契約であること。
 - 新型コロナウイルスの感染拡大の結果として、消費者が2020年4月1日から6月30日までの間に返済期限が到来するローンを支払うことが不合理となること。例えば、そのような支払の結果として、自身や家族の合理的な生活が危険にさらされること。
 - 個別の事情を考慮した上で、契約上の義務履行を拒絶することが貸付人にとって不合理でないこと。

英国（ジョン・レイン外国法事務弁護士：john_lane@noandt.com／

大沼真弁護士：makoto_ohnuma@noandt.com）

全体概況 死亡者：1,789人、感染者数：25,150人（3月31日現在）

英国においても感染者数は拡大しており、確認された感染者数は2万5千人を超えた。英国では、イタリア、スペイン、フランス、ドイツといった他の欧州主要国と比べると対策措置の程度は低かったが、感染の拡大を受けて、他の欧州諸国にならい、外出禁止等の社会的不接触のルールの導入とともに、不要不急のビジネスの閉鎖等を命じた。また、3月25日には、新型コロナウイルスの対策法であるCoronavirus Act 2020が成立し、施行された。

日本の外務省は、3月31日に英国における感染症危険情報を更新し、英国をレベル2（不要不急の渡航自粛）

からレベル3（渡航中止勧告）に引き上げた。

主な政府発表

- ・新型コロナウイルスの対策法である Coronavirus Act 2020 が成立・施行（3月25日）
- ・ジョンソン首相による外出制限措置の公表（3月23日）
- ・イングランド銀行による政策金利の切り下げ等の発表（3月19日）
- ・3,500億ポンドの財政援助措置の発表（3月17日）

渡航情報

- ・EU加盟国は、3月17日に、非EU市民によるEU域内への30日間の原則渡航禁止措置を決定したが、英国市民は適用除外となるとされている。
- ・日本の外務省は、3月31日に英国における感染症危険情報を更新し、英国をレベル2（不要不急の渡航自粛）からレベル3（渡航中止勧告）に引き上げた。

経済支援措置

- ・英国政府は戦後最大となる総額3,500億ポンドの財政援助措置を公表した。
- ・年間4,500万ポンド以下の売上げのある企業は、500万ポンドまでの無利子融資を12か月間受けることができ、政府がその80%を保証する。
- ・月2,500ポンドを上限に、従業員の給与の80%を政府が支払う。
- ・付加価値税（VAT）の支払が2020年6月まで停止される。
- ・中央銀行であるイングランド銀行は、政策金利を最低水準の0.1%に切り下げた。また、大規模な量的緩和措置を公表し、2,000億ポンドの英国債の買い上げを行うとした。

コロナウイルス対策法

- ・新型コロナウイルスの対策法である Coronavirus Act 2020 が3月25日に成立し、施行された。
- ・同法は、英国政府に、新型コロナウイルスの対策措置（例えば、集会の禁止・制限、公共交通機関の管理、店舗の閉鎖、感染が疑われる者の隔離等々）の権限を与える内容となっている。
- ・原則として2年間の時限立法である。

その他（MAC条項の解釈）

- ・M&A等の取引契約では、取引実行の前提となった事情に関して重大な変更を生じさせる事象が発生した場合に、当事者の契約上の義務を免責することを目的とする material adverse change（MAC）条項が置かれることが少なくない。もっとも、米国等と比べて、イングランド法上は、MAC条項の解釈について争われた事例は極めて少なく、M&A取引の関係でMAC条項のみが争われた事例は見当たらない。
- ・MAC条項に関する直近の裁判例（*Grupo Hotelero Urvasco SA v Carey Value Added SL* (2013)）は、ファイナンス取引に関するもので、MAC条項の解釈に関して、以下のような一般的な指針を示している。
 - 当事者間の合意内容に効力を与えるというのがイングランド法上の契約解釈の基本原則であるため、契約上の文言に従って解釈するのが原則である。契約文言が不明確な場合には、事業上の慣行も解釈上考慮され得る。
 - MAC条項の適用には、当事者の契約上の義務を履行する能力に重大な影響を与える事情の変更が必要。
 - 契約の締結時に、MACを生じさせる事象を認識していた場合には、MAC条項の適用を主張できない。
 - MACを構成する事情の変更は、一時的なものであってはならない。
- ・上記の指針に従うとM&A取引等においてMAC条項の適用を主張するハードルは高いと考えられるが、最終的にはその契約でMAC条項がどのようにドラフトされたか（当事者がどのように意図していたか）によって判断されることとなる。

シンガポール（坂下大弁護士：yutaka_sakashita@noandt.com）

全体概況 死亡者：3人、感染者数（累計）：926人（3月31日現在）

シンガポールでは3月20日より全ての入国者が自宅等での14日間の経過観察、外出禁止措置の対象（その後23日より短期滞在者はそもそも入国禁止）となり、それから10日余りが経過しようとしている。この数日は、（それに先立つ1、2週間の感染者数の大半を占めた）国外感染のケースは減少している一方、国内で新たなクラスターが複数発生しており、全体の新規感染者数としては横ばいの状態にある（3月31日の新規感染者数は、国外感染16人、国内感染31人）。3月25日、26日には、一定の感染拡大防止措置が、感染症法（Infectious Diseases Act）の下位規則として、罰則を伴う内容で施行されている。

主な政府発表

- ・保健省による、Disease Outbreak Response System Condition (DORSCON)と呼ばれる感染指標に基づくリスクレベルのオレンジへの引き上げ（2月7日）
- ・人材省による企業向け社内での感染者が確認された場合の対応ガイドラインの策定（2月21日、同27日、同28日）
- ・人材省（MOM）による、BCP（Business Continuity Plan）の策定等、雇用者としてとるべき措置に関するガイドラインのアップデート（3月16日）
- ・MOMによる、従業員の海外渡航への対応に関する諸ガイドラインの策定（3月16日、同23日）
- ・政府タスクフォースによる、国内における感染拡大防止措置の更なる厳格化の発表（3月24日）
- ・外出禁止措置（Stay Home Notice：SHN）不遵守に対する罰則、及び上記感染拡大防止措置等を定めた感染症法の下位規則の施行（3月25日、同26日）

渡航情報

1. シンガポール国民、永住者、長期滞在パス（雇用パス等）保有者

（1）渡航先を問わず、シンガポールに帰国する者は全員、自宅等での14日間の経過観察、SHNの対象とする。但し過去14日間に中国湖北省への渡航歴を有する者は隔離命令の対象とする。

（2）上記に加え、長期滞在パス保有者は、シンガポールへの渡航前に、所轄官庁の事前の許可を得る必要がある。雇用パス保有者及びその家族等の場合、雇用者の責任において、事前にMOMの許可を得ることとされている。現在、このMOMの許可が得られるケースは極めて限定的であり、現在シンガポール国外にいる雇用パス保有者の多くは、当面シンガポールに再入国することが見込めない状況にある。

（3）さらに、入国前に健康状態申告書（health declaration）を提出する必要がある。

2. 旅行者、出張者等の短期滞在者

全ての入国及び乗継ぎを禁止。

その他

・当局のウェブサイトにおいて、各感染者の属性や既確認感染者とのリンク等の情報が比較的詳細に公開されている。また、登録者には、政府より1日1、2回程度の頻度でSNS（WhatsApp）を通じ新規感染者数その他の最新情報が配信されている。

・Trace Togetherという接触者管理のためのスマートフォンアプリが政府により開発、公開されている。アプリをダウンロードした端末間のBluetooth通信によりアプリ利用者の接触を記録し、アプリ利用者が感染した場合には、政府が当該記録を辿って過去の接触者に所要の連絡をとることが想定されている。

・関係省庁で構成されるタスクフォースにより、感染拡大防止のためにとるべき措置が策定され、随時アップデート（厳格化）されている。3月24日にこれがさらに厳格化されることが発表され、3月26日23時59分から4月30日まで、バーや娯楽施設の営業禁止、学校、職場外での10名超の会合の禁止、各人の間に1メートル以上の物理的間隔を設けること等の遵守が求められることとなった。

・3月26日に、感染症法（Infectious Diseases Act）の下位規則である Infectious Diseases (Measures to

Prevent Spread of COVID-19) Regulations 2020 が施行されている。上記の感染拡大防止措置を主な内容とするもので、その違反には罰則が（10,000 シンガポールドル（約 76 万円）以下の罰金若しくは 6 か月以下の懲役又はこれらの併科）設けられている。

- ・MOM は、従業員の物理的接触機会を減らすための措置をとっていないこと等を理由に、21 の事業者に事業停止命令又は改善命令を行ったと発表した（3 月 23 日）。

- ・雇用パス保有者（外国人労働者）の場合、SHN の遵守は、労働者と雇用者の共同の義務であるとされている（例えば、雇用者は、SHN 期間中、労働者が食事や日用品を確保できるようにする義務を負う。）。SHN の遵守はスマートフォンアプリ等を通じて厳格にチェックされ、不遵守に対しては、（下記 Infectious Diseases (COVID-19 – Stay Orders) Regulations 2020 違反に基づく罰則適用に加えて）雇用パスの取消しや、雇用者に対する将来の雇用パス申請不許可等の厳格な処分が科され得る（実際にそのような処分例も報道されている。）。自社従業員が SHN の対象となる場合には、雇用者としてもその遵守について十分配慮をする必要がある。

- ・3 月 12 日より、従業員の月給に影響を及ぼすコスト削減措置を講じた企業に対し、MOM への通知が義務付けられている。

- ・従業員が SHN/LOA に服する場合に、当該期間は年次有給休暇を消化したのものとして（雇用者の側が）扱うことの是非について、MOM は、当該期間中の在宅勤務の可能性を示唆した上で、在宅勤務が不可能である場合には（また特に SHN/LOA の原因となった海外渡航が業務関連のものであれば）追加の年次有給休暇を付与すべきこと（つまり SHN/LOA 期間について年次有給休暇を消化したのものとして扱わないこと）を推奨している。なお、政府のプログラムにより、雇用主は、申請により、かつ一定の条件の下で、SHN/LOA に服する従業員 1 人につき 1 日あたり 100 シンガポールドルの補償を受けることができる。

- ・3 月 25 日より、感染症法（Infectious Diseases Act）の下位規則である Infectious Diseases (COVID-19 – Stay Orders) Regulations 2020 が施行されている。SHN の不遵守に罰則（10,000 シンガポールドル（約 76 万円）以下の罰金若しくは 6 か月以下の懲役又はこれらの併科）が設けられている。

インドネシア（福井信雄弁護士：nobuo_fukui@noandt.com）

全体概況 死亡者：136 人、感染者数（累計）：1,528 人（3 月 31 日現在）

3 月に入って感染者が急増しており、3 月 20 日以降、事前に健康証明書を提出してビザの取得をしない限り、外国人の入国は全て禁止されていたが、4 月 2 日以降、滞在許可証を保有しない外国人の入国を一律に禁止する追加措置がとられる。3 月 15 日には、ジョコウィ大統領及びジャカルタ州知事の声明が出され、公務員及び民間企業での自宅勤務の導入やジャカルタ州内全ての学校の 2 週間休校等の感染拡大防止のための措置が国内でも実施され、さらに 3 月 20 日のジャカルタ州知事の非常事態宣言により娯楽施設や商業施設の閉鎖等の追加措置がとられている。加えて、国内の感染がインドネシア全土に拡大していることから、各地方政府レベルで移動制限等の措置がとられ始めているが、その法的な根拠は必ずしも明確ではない。

主な政府発表

- ・法務人権大臣令 2020 年第 3 号（2020 年 2 月 5 日制定）に基づく中国人及び中国への渡航歴のある外国人へのビザ発給の一時停止
- ・ジョコウィ大統領による、インドネシア初の国内感染事例に関する声明（3 月 2 日）
- ・ジョコウィ大統領による、新型コロナウイルス拡大防止に向けての声明（3 月 15 日）
- ・ジャカルタ州知事による非常事態宣言（3 月 20 日）
- ・調整大臣が地域隔離に関する政令の公布を発表（3 月 27 日）
- ・ジャカルタ州知事が中央政府に対してジャカルタの都市封鎖の実施に関する要請書を提出（3 月 30 日）
- ・外務大臣による外国人の入国全面禁止の発表（3 月 31 日）

渡航情報

- ・直近の過去 14 日間にイラン、イタリア、バチカン、スペイン、フランス、ドイツ、スイス、英国に滞在歴のあ

る外国人の入国及びトランジットが禁止されている。

・外国人出張者の多くはインドネシアの空港到着後に取得できる到着ビザ（Visa On Arrival）を取得して入国していると思われるが、3月20日以降、当面1か月間はこの到着ビザの発給が停止される。インドネシアに入国する場合は、事前にインドネシアの在外公館で保健当局が発行する健康証明書（Health Certificate）の提出が求められる。

・3月31日、インドネシア政府は一時滞在許可証（KITAS）や長期滞在許可証（KITAP）を保有しない外国人に対して、インドネシアへの入国とトランジットを当面禁止することを発表し、この追加措置は4月2日より実施される。滞在許可証を保有する外国人は引き続き入国は可能であるが、健康証明書の提出が求められる。

その他

・インドネシア金融庁は、3月9日付で「自社株買いが許容される市況への重大な変動を与えるその他の事由」に関する回状（Circular Letter）を発行し、今回の新型コロナウイルスの拡散が市況への重大な変動を与える事由に該当するとの解釈を明らかにした。インドネシアの上場会社に関しては、一定の市況への重大な変動を与える事由が生じた場合に、本来必要な株主総会の決議無しに一定限度の自社株買いを許容する金融庁規則が2013年に施行されているところ、今回の回状により、現在の状況下で同規則の適用を受けられることが明確化され、より機動的な自社株買いが可能であることが確認された。市場での株価の下落が著しい現状において、上場会社の資本政策の選択肢が広がる措置と評価できる。

・インドネシア金融庁は、3月18日付で新たな回状を発行し、上場会社による年次株主総会の開催期限を2か月延長して8月31日までに変更し、また計算書類等の提出期限も2か月延長した。

・感染拡大防止の目的で、インドネシアへの投資を主管する投資調整庁の窓口が3月17日より3月末までサービスを一時停止することを発表した。この措置は4月以降も継続している。オンラインでの手続は引き続き可能である。

・インドネシア事業競争監視委員会（KPPU）は、企業結合届出の受付を含む業務を4月6日まで中断する措置をとることを決定した。この措置は3月16日に遡って適用され、この期間は提出期限である30営業日の日数にはカウントされないことになり、結果的に提出期限が延長されたことになる。

・インドネシア金融庁は、3月16日付で新型コロナウイルス発生の影響に対する景気対策としての国家経済刺激策に関する規則を制定し、銀行に対して特に中小零細企業の債務者に向けた救済措置を実施することを促している。

ベトナム（澤山啓伍弁護士：keigo_sawayama@noandt.com）

全体概況 死亡者：0人、感染者数：212人（4月1日現在）

ベトナムでは、当初から警戒を強め初期の抑え込みには成功していたが、近時感染者が増加している。そのほとんどは欧米からの帰国者であるが、帰国者との濃厚接触者の感染も少しずつ増えている。ベトナム政府は4月1日から15日間、全土での「社会隔離」の実施を指示し、全ての国民に自宅待機を求めている。

主な政府発表

・首相は、新型コロナウイルス感染症を「全国流行病」と宣言することに同意した。これにより、感染防止法に基づき全国規模で飲食施設の運営停止や流行地域へのアクセスの制限等の措置をとることが可能になる。

・4月1日から15日間、全土での「社会隔離」の実施を指示する首相指令第16/CT-TTg号を公布。全ての国民は自宅待機し、(a)食料、食品、薬品の調達や救急の目的、(b)必需品、必需サービスを生産・提供する企業・工場で働く目的、及び(c)その他の緊急の場合等、本当に必要な場合に限り外出するよう求めるとともに、他人と接触する際には2メートル以上の間隔を保ち、会社・学校・病院、及び公共の場所以外において3人以上で集まらないことを求めている。首相指令の文面からすると、「必需品、必需サービスを生産・提供する企業・工場」以外は事業を停止することを求められているように読めるが、報道によれば、ズン官房長官は「国営企業以外の民間企業については、防疫対策を適応のうえ、引き続き社員に出勤をさせるか否かを自ら決めて良い」と述べたとのことである。

る¹¹。日系企業の工場では、この指令を受けて防疫対策の強化のため操業を一時停止しているところもあれば、操業を継続しているところもあるようである。

・首相指令第 16/CT-TTg 号には、一部例外を除く公共交通手段による旅客運搬の停止も含まれている。これに基づき、各地で路線バス、タクシー等の運行停止、国内航空便、南北鉄道的大幅減便が行われている。

渡航情報

- ・2020年3月22日以降、全ての外国人の入国を原則停止した（政府官房通知第 118/TB-VPCP 号）。
- ・4月1日から同15日までの間、外交目的等で必要な場合を除き、ベトナム発着の国際旅客便の運行を停止する他、国内線もハノイ、ホーチミン、ダナンの三都市を発着する数便の他は運航を停止する。
- ・ベトナム航空は日本路線の全区間の運休を5月末まで延長した。日系航空会社も日越間の航空便を運休又は減便している。

その他

- ・「社会隔離」が開始された4月1日朝のハノイ市内での通勤時間帯の交通量は、皆無ではないものの、感覚的には「社会隔離」開始前（すでに外出自粛要請はされていた）の、さらに1/3程度まで減少している様子である。
- ・最高人民裁判所は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策の妨げとなる行為に対して適用すべき刑法上の罪名を公表した。これによると、感染者が隔離場所から逃走するなどして他人に感染させた場合には「危険な病気を他人に感染させる罪（刑法 240 条）」が、サービス業の経営者が営業停止命令に違反して1億ドン以上の感染対策費用を発生させた場合には「人混みでの安全規定に違反する罪（同 295 条）」が、ネット上でのデマ情報の流布には「ネット虚偽情報流布罪（同 288 条）」が、当局が価格安定品目として指定した商品の買い占め行為には「投機罪（同 196 条）」が適用されるとのことである。これらにより、罰金のみならず懲役刑が科される可能性がある。

インド（山本匡弁護士：tadashi_yamamoto@noandt.com）

全体概況 死亡者：35人、感染者数（累計）：1,397人（3月31日現在）

インドでは連日感染者の増加が確認されている。感染者の中にはインド国外からの旅行者も含まれる。人口が多く、人口密集地も多いため、大規模な感染が懸念されており、3月24日に、25日午前0時からインド全土での21日間のロックダウンの実施が命令されるなど厳格な措置がとられている。中央政府は州政府に対し、迅速かつ強力な措置をとることを連日要請している。都市部への出稼ぎ労働者が帰省し始めており、都市部以外での感染拡大も懸念されている。

主な政府発表

- ・保険・家族・福祉省（Ministry of Health & Family Welfare）が Do's and Don'ts を公表¹²
- ・インド災害管理法（Disaster Management Act, 2005）及びインド感染病法（Epidemic Disease Act, 1897）が発動
- ・インド全土での3月25日午前0時から21日間の完全なロックダウンの実施命令
- ・出稼ぎ労働者に対し帰省しないよう求め、帰省中の者については待機施設で14日間待機すること等を求める。既に帰省した者についても14日間の自宅待機等を求める。

渡航情報

- ・3月22日から3月29日までの間、国際民間旅客航空便のインドへの着陸が停止された。乗客は国籍を問わず「on Indian soil」に降り立つことが禁止される。なお、3月25日以降、国内民間旅客航空便も運行が停止され

¹¹ https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona0331.html 及び https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona0331-2.html 参照。

¹² https://www.mohfw.gov.in/Poster_Corona_ad_Eng.pdf、<https://www.youtube.com/watch?v=IN4Wr1s48cM>

る。

- ・全てのビザが 2020 年 4 月 15 日まで効力を停止した。やむを得ない理由によりインドに入国する必要がある場合は、インド大使館又は領事館にコンタクトしなければならない。
- ・日本人への On-arrival Visa の発給は停止されている。
- ・中国、韓国、イタリア、イラン、フランス、スペイン、ドイツ、UAE、カタール、オマーン、クウェートに渡航歴のある者は、インドへの到着後、最低 14 日間隔離される。
- ・EU、ヨーロッパ自由貿易連合、トルコ、英国、アフガニスタン、フィリピン、マレーシアからのインドへの渡航（乗継ぎを含む。）が禁止された。
- ・中国、韓国、イラン、イタリア、フランス、スペイン及びドイツへの渡航中止の強い勧告、並びに新型コロナウイルスの感染があった国への不急の渡航中止の勧告がなされている。
- ・韓国及びイタリアからインドに渡航しようとする者は、医療機関が発行する新型コロナウイルスに感染していないことを証する証明書を有していることを要する。その他の国からの渡航者も、自己申告書を提出する必要がある。

その他

- ・インド災害管理法に基づき、インド全土での 3 月 25 日午前 0 時から 21 日間の完全なロックダウン命令が出されており、違反した場合、罰則が適用され得る。現地報道によれば、理由なく外出した者に実際に罰金支払命令が出されているとのことである。
- ・雇用主は、一般的に職場における従業員の安全・健康を確保すべき義務を負っており、新型コロナウイルスに関しても、従業員への情報提供、職場における衛生環境の確保、感染者・感染の可能性のある者の出勤停止（病気休暇等）、在宅勤務等の措置を検討すべきであるが、現在、インド全土で完全なロックダウン命令が出されており、一定の生活に不可欠なサービスや生活必需品の生産を除き在宅勤務となる。
- ・州によっては、州政府が、新型コロナウイルス拡大を理由とする解雇（契約社員の雇用止めを含む。）や給料減額を雇用主が行わないよう通達を出している。
- ・インド伝染病法の発動により、各州政府に、規則の制定を含め、新型コロナウイルス対策に関する広汎な権限が付与された。州により、当該州の感染症 COVID-19 規則（Epidemic Diseases, COVID-19 Regulations, 2020）を制定しており、新型コロナウイルスが確認された国等への渡航歴がある者の病院への報告義務、地方当局への感染地域の封鎖等を含む広汎な権限付与等が行われている。州によっては当局による立入検査も可能である。規則に違反した場合、罰則が適用され得る。
- ・インド災害管理法が発動され、マスク等の価格統制が行われている。違反した場合、罰則が適用され得る。
- ・財務大臣兼企業大臣は、以下を含む各種措置を公表した。
 - (i) インド会社法（Companies Act, 2013）及び関連規則上、財務諸表等を承認する取締役会は、テレビ会議を使用せず物理的に一堂に会して開催する必要があるが、テレビ会議使用禁止規制を 6 月 30 日まで免除する。
 - (ii) インド会社法上、ある取締役会から次の取締役会までの期間は 120 日以内でなければならないが、9 月 30 日まで、この期間を 60 日間延長する。
 - (iii) 2019-20 年度から適用される予定であった監査報告書令（Companies (Auditor's Report) Order, 2020）を、2020-21 年度から適用する。
 - (iv) インド会社法上、独立取締役は、年 1 回以上、非独立取締役及び経営陣が出席しない会議を開催する必要があるが、2019-20 年度については、独立取締役が当該会議を開催できなくても上記要請の違反とはみなされない。
 - (v) インド会社法上、事業年度（基本的に 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）内に 182 日以上インドに滞在していた居住取締役が存在する必要があるが、かかる居住要件を充足できなくても違反とはみなされない。
 - (vi) インド倒産法（Insolvency and Bankruptcy Code, 2016）に基づく倒産処理手続開始申立てを行うための要件の 1 つである債務不履行額を、10 万ルピーから 1,000 万ルピーとする。4 月 30 日後も現在の状況が継続するようであれば、6 か月間、倒産処理手続開始申立てに関する同法の規定を停止することを検討する。同法上、各種手続を行わなければならない期間が規定されているが、ロックダウンの期間は当該期間に算入しない。
 - (vii) インド会社法上、一定の会社は、同法所定の CSR 活動への支出が義務付けられているところ、新型コロナ

ウイルスに関する支出は CSR 活動への支出に含まれる。新型コロナウイルスへの対処等を主目的としてインド首相が設立した Prime Minister's Citizen Assistance and Relief in Emergency Situations Fund (PM CARES Fund) への寄付も CSR 活動への支出に含まれ、最大限の寄付を要請する (PM CARES Fund への寄付は税務上の控除も認められる。)

- (viii) インド国内の会社等に対し、新型コロナウイルス感染拡大阻止に向けた活動として、Form CAR (Companies Affirmation of Readiness Towards COVID-19) を提出 (オンライン提出) することを要請する。
- (ix) 各種直接税・間接税の税務申告や税金の支払について提出期限・納税時期が延期される。
- (x) インド会社法及びインド有限責任組合法 (Limited Liability Partnership Act, 2008) に基づき、インドの会社及び有限責任組合は、各種届出等を行わなければならないところ、これを懈怠している会社及び有限責任組合が多数存在する。2020年4月1日から9月30日まで、届出遅滞による追加手数料や訴追を免除することにより、これらの会社及び有限責任組合に届出等を促すための、会社新スタート・スキーム (Companies Fresh Start Scheme, 2020) 及び有限責任組合セトルメント・スキーム (LLP Settlement Scheme, 2020) を導入する。
- ・インド証券取引委員会 (Securities and Exchange Board of India) は、以下を含む各種措置を公表した。
 - (i) 上場会社の年次財務諸表や四半期財務諸表等の継続開示書類の提出期限を、上場会社・書類の種類等により、約3週間から60日間延期する (例えば、株式上場会社の年次財務諸表の提出期限は1か月延期。)
 - (ii) 上場会社の取締役会及び監査委員会の開催頻度につき、ある会議から次の会議までの開催期間が120日以内でなければならないという上場規則の規制を、2019年12月1日から2020年6月30日までに開催される取締役会及び監査委員会に適用しない。
 - (iii) 時価総額上位100社の上場会社は、事業年度末から5か月以内 (2020年3月31日に終了した事業年度については2020年8月31日まで) に年次株主総会を開催しなければならないところ、開催期限を2020年9月30日に延期する。
 - (iv) 上場会社は、年1回以上、指名・報酬委員会 (nomination and remuneration committee)、利害関係者委員会 (stakeholder relationship committee) 及びリスク・マネジメント委員会 (risk management committee) を開催しなければならないため、2020年3月31日までにこれらを開催しなければならないところ、開催期限を2020年6月30日に延期する。
 - (v) 上場会社は、決算等の一定の情報を一定期間内に新聞で公告しなければならないところ、2020年5月15日まで当該情報の新聞公告を免除する。
- ・インド競争委員会 (Competition Commission of India) が公表した通達によると、企業結合の届出その他の届出等が3月31日まで停止される。
- ・インド最高裁判所の命令により、3月15日から命令が出されるまで、時効期間が延長される。
- ・商工省 (Ministry of Commerce & Industry) が公表した通達によると、実施期間が2015年4月1日から2020年3月31日までの外国貿易政策 (Foreign Trade Policy) が、2021年3月31日まで延長される。輸出促進スキーム (Export Promotion Schemes) に基づく各種インセンティブも12か月間延長される。但し、サービス輸出スキーム (Service Exports from India Scheme) に基づくインセンティブについては別途公表される。
- ・インド準備銀行 (Reserve Bank of India) は、2020年3月1日から5月31日までに支払期日が到来するターム・ローン上の元本及び利息等の支払いを、銀行が3か月間猶予することができることその他の各種措置を公表した。
- ・現地報道によると、財務省 (Ministry of Finance) が、太陽光発電デベロッパに対して、新型コロナウイルスによるサプライチェーンの混乱により、契約上の期限を遵守できなかつたとしても、財務上の制裁を回避するため、不可抗力条項を発動することができることと公表したとのことである。
- ・従業員に感染者が出た場合、当局に報告する以外、第三者に感染者に関する情報を開示することは、インド情報技術法 (Information Technology Act, 2000) の個人情報保護に関する規定に違反するので開示してはならない。

タイ (佐々木将平弁護士 : shohei_sasaki@noandt.com)**全体概況** 死亡者：10人、感染者数：1,651人（3月31日現在）

3月中旬以降急速に感染が広がっており、この2週間で感染者数が約10倍増加した。ムエタイスタジアムでの集団感染等を契機に感染が拡大していると考えられ、バンコク以外にもチェンマイやブーケット等での感染者も増えている。非常事態宣言の発令後も、工場閉鎖や外出禁止等を伴うロックダウンには至っていないが、商業施設（スーパーマーケット及びテイクアウト向けのレストラン営業を除く。）の閉鎖、県境を越えた移動の中止・延期勧告等の措置がとられている。海外からの外国人の渡航は原則禁止されているが、労働許可を有する外国人に対する措置は若干緩和され、健康証明書（Fit-to-Fly。搭乗に適した体調であることの証明書）の提示により入国が認められることとなっている。

主な政府発表

- ・首相による非常事態宣言の発令（3月25日）：感染の危険のある場所の閉鎖、県境を越えた移動の中止・延期の勧告、買いだめの禁止、集会の禁止、虚偽情報の流布の禁止等が規定されている。
- ・バンコク及び周辺県の商業施設（スーパーマーケット及びテイクアウト向けのレストラン営業を除く。）における閉鎖命令（3月22日以降閉鎖）及びタイ全土における教育機関の休校
- ・政府による経済対策：第一弾として中小企業を対象とする低金利融資等、第二弾としてインフォーマルセクターの労働者に対する現金給付が公表されている。
- ・不可抗力による失業者に対する補償、社会保険の支払期限の延長、社会保険拠出金引き下げ等の措置（3月24日閣議決定）
- ・中央銀行による、クレジットカード、消費者向けローン等の債務者救済措置（3月25日）
- ・源泉徴収税率の一部引き下げ（現行3%から、4月1日以降9月30日まで1.5%、10月1日以降年末まで2%に引き下げ）
- ・非上場会社の法人税の納付期限の延期（8月31日まで）及びそれに伴うBOI企業の免税申請期限の延期（7月31日）

渡航情報

- ・非常事態宣言の発令に伴い、3月26日以降、外国人の入国が原則として禁止されている。
- ・例外的に、労働許可証の保有者は健康証明書（Fit-to-Fly。搭乗に適した体調であることの証明書）の提示により入国が認められる。従前は陰性証明書及びタイ国内における医療費をカバーする保険が求められていたが、3月26日以降、これらは不要となっている。入国後、自宅等における14日間の自己観察（外出は許可制）が要請される。
- ・タイ国際航空は5月31日まで国内線及び国際線の全便の運休を決定しており、日系航空会社も日タイ間の国際線を減便している。

その他

- ・バンコク内のBTS、MRT等の鉄道では、マスクの着用が義務付けられている。
- ・タイの会社は、会計年度終了後4か月以内に年次株主総会を開催することが法律上求められているが、管轄当局である商務省から、期限内に開催できなかった場合には、開催後にその旨を文書で報告することを求めるアナウンスが行われた（期限内に開催できないことを事実上容認する趣旨のものであると解される。）。
- ・労働法上、事業を全部又は一部停止する際には、不可抗力に基づく場合には無給で従業員を一時帰休させることができ（ノーワークノーペイの原則）、また、不可抗力以外の場合には通常賃金の75%の支払が必要となる。労働省労働保護福祉局発行のガイドライン（3月18日付）においても、政府の命令によって閉鎖となる事業所については、不可抗力により休業を余儀なくされているものであり、その期間中の賃金を支払う必要はないとされている。したがって、政府命令に従って閉鎖となったレストランや商業施設においては、従業員に対して無給での一時帰休を命じることができると考えられる。

フィリピン（坂下大弁護士：yutaka_sakashita@noandt.com）

全体概況 死亡者：88人、感染者数（累計）：2,084人（3月31日現在）

フィリピンは比較的早期に中国本土、香港、マカオからの入国禁止措置をとり、感染者は3月5日時点まで武漢からの渡航者3人（死亡者1人）のみという状況が続いていたが、その後感染者数が急激に増加したことを受けて、マニラ首都圏を含むルソン全域、その他地域における事実上の封鎖措置や、全外国人の入国禁止等の厳格な措置がとられるに至っている。

主な政府発表

- ・労働雇用省が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた柔軟な働き方に関するガイドラインを発表（3月4日）
- ・国内感染の増加を受けて、COVID-19アラートシステムをCode Red sublevel 1（5段階のうち上から2番目）に引き上げ（3月7日）
- ・大統領による公衆衛生上の非常事態宣言（3月9日発表）
- ・大統領によるウイルス対策の追加措置の発表、COVID-19アラートシステムを最高レベルのCode Red sublevel 2に引き上げ（3月12日）
- ・大統領府、官房長官によるウイルス対策の追加措置に関するメモランダム（3月14日）
- ・ルソン全域（マニラ首都圏含む。）に「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」の措置（3月16日）
- ・大統領による国内全土の災害事態宣言（3月16日）
- ・「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」に関するガイドライン（3月18日）
- ・COVID-19対策法（Bayanihan to Heal As One Act）に大統領が署名（3月24日）。向こう3か月間にわたり、大統領に一定の措置をとる権限が付与されている。

渡航情報

- ・3月22日より、全ての外国人へのビザ発給及びビザ免除措置が停止され、また既発行のビザも無効とすることが発表されている（フィリピン国民の配偶者及び子等の一定の例外を除く。また、既にフィリピンに滞在している外国人のビザは引き続き有効。）。これから外国人がフィリピンに入国することは原則としてできない状況にある。
- ・「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」における外出制限により、マニラ首都圏を含むルソン地域からのフィリピン国民の出国は原則として不可。外国人は出国可能。ルソン地域以外の一定の地域にも類似の制約がある。

その他

- ・「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」により、ルソン全域（マニラ首都圏含む。）において、3月17日から4月13日までの間、以下の内容を含む措置がとられている。
 - (i)原則として自宅からの外出は禁止
 - (ii)生活必需品の調達のための外出は、1家庭につき1人のみ可
 - (iii)生活に必要な一定の事業に従事する者等は外出可能
 - (iv)生活に必要な施設以外は閉鎖。ホテルは追加予約の受付禁止
 - (v)タクシー、バス、MRT/LRT等の全ての公共交通機関は営業禁止
 - (vi)生活に必要な一定の事業を営む会社を除き、雇用主は、従業員に職場への出勤を要求してはならない
- ・上記措置により、マニラ首都圏に拠点を有する現地企業は急遽在宅勤務態勢へ移行することとなり、また企業活動関連の行政機能がスローダウンするなど（例えば一部の許認可関連の手続は事実上機能停止している状況である。）、そのオペレーションに大きな影響が生じている。
- ・ルソン地域以外の一定の地域（セブ州を含む。）においても類似の隔離措置がとられている。
- ・3月12日に、証券取引委員会（SEC）より、遠隔的手法（電話、ビデオ会議等）による株主総会開催に関するガイドラインが策定されている。

- ・2019年の年次報告書、計算書類のSECへの提出期限の延長が認められている(3月12日)。また、一定の条件の下で、これらを電子メールで提出することも認められている(3月26日)。
- ・フィリピン証券取引所は、3月17日より取引を停止していたが、19日よりこれを再開した。

マレーシア (長谷川良和弁護士: yoshikazu_hasegawa@noandt.com)

全体概況 死亡者: 43人、感染者数(累計): 2,766人(3月31日現在)

マレーシアは、3月31日時点で引き続きASEANの中で最も感染者数が多い国となっている。マレーシアでは、3月に感染者数が急速に増加し、直近1週間でも約1,000人が新たに感染している。感染拡大を阻止する観点から、伝染病予防管理法及び警察法に基づくマレーシア全土での移動制限令が4月14日まで延長されており、マレーシア国民の海外渡航禁止及び外国人のマレーシア入国禁止措置がとられている。4月1日からは、スーパー等の営業時間や車両の通行時間等についても制限が加わる。

移動制限令により、原則として、マレーシアの全ての事業所や崇拜所が閉鎖されている。製造工場に関しては、例外的に、①食品、家庭用品、医薬品、医療機器等の必需品、及び②石化成品、化学品や電子・電気製品等の必需品のサプライチェーンの一部を構成する製品については、国際貿易産業省(MITI)の許可を得て、一定の条件付きで生産や製造の継続が可能とされている。もっとも、例外的な生産又は製造開始を求めて非常に多くの事業者が国際貿易産業省に許可申請を行っており、申請審査の遅延や手続的混乱が生じ、3月25日以降は新規申請受付は締め切られている。また、関係当局によって移動制限や出入国禁止に関する具体的場面への当てはめについて個別の指令や通知が発出されるなど随所で対応が進められている。

かかる状況を踏まえ、売買や賃貸借を含め、各種契約における不可抗力条項や後発的履行不能原理(Doctrine of Frustration)に関する検討、また契約解釈を踏まえて契約相手方との契約交渉等の対応を行う企業も見られる。

主な政府発表

- ・人的資源省が新型コロナウイルスを含む感染症予防対策に係るガイドラインを公表(2月6日)
- ・首相が3月18日から3月31日までの14日間にわたるマレーシア全土での移動制限令を発表(3月16日)
- ・国家安全保障委員会が、活動制限命令下で例外的に許可を得て製造又は生産継続可能な品目を発表(3月18日)
- ・首相が移動制限令の対象期間を4月14日まで延長することを発表(3月25日)

渡航情報

- ・移動制限令の期間中、マレーシア国民による海外渡航の禁止及び外国人によるマレーシアへの入国禁止。

その他

- ・移動制限令の期間中は学校も休校となる。

ミャンマー (長谷川良和弁護士: yoshikazu_hasegawa@noandt.com)

全体概況 死亡者: 1人、感染者数(累計): 15人(3月31日現在)

ミャンマーでは、3月31日に初めてCOVID-19による死亡者が確認された。政府はこれまでもCOVID-19を法定感染症に指定し、感染者が多い地域を順次、入国禁止の対象地域に追加すること等によって水際対策の強化を図ってきた。直近の他国での感染拡大や国内の感染者確認といった状況を踏まえ、3月25日からはミャンマーへ入国する原則全ての外国人にCOVID-19陰性証明書の提示義務と入国後14日間の指定施設での隔離措置をとる旨を発表し、また3月29日から4月30日まで外国人について、航空機乗務員等を除き、全ての種類の入国ビザの発給を停止して、感染予防策を強化している。

主な政府発表

- ・ COVID-19 を法定感染症に指定（2月28日通達）
- ・ ミャンマーへの渡航者の入国制限措置（3月15日政府発表）
- ・ 3月25日からミャンマーへ入国する原則全ての外国人に COVID-19 陰性証明書の提示義務と入国後14日間の指定施設での隔離措置（3月24日政府発表）
- ・ 3月25日からミャンマーへ入国する全てのミャンマー人に入国後14日間の指定施設での隔離措置（3月24日政府発表）
- ・ 外国人について、航空機乗務員等を除き、4月30日まで全ての種類の入国ビザの発給を停止（3月29日政府発表）

渡航情報

- ・ 外国人について、航空機乗務員等を除き、4月30日まで全ての種類の入国ビザの発給を停止

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[執筆者]

**大久保 涼** (弁護士・パートナー)

ryo_okubo@noandt.com

ニューヨーク・オフィス共同代表。2006年にThe University of Chicago Law SchoolにてLL.M.取得。2007年ニューヨーク州弁護士登録。2006年～2008年にRopes & Gray LLP (ボストンオフィス及びニューヨークオフィス)に勤務。2018以降ニューヨーク・オフィス共同代表を務める。主に日米クロスボーダーのプライベート・エクイティ、M&A、買収ファイナンス、証券法、宇宙ビジネスを中心にアドバイスを行っている。

**塩崎 彰久** (弁護士・パートナー)

akihisa_shiozaki@noandt.com

危機管理・不祥事対応チーム。国際的リコール案件、大型会計粉飾事件、増資インサイダー事件、大相撲八百長調査、円LIBOR金利不正操作事件、食品偽装事件、大型製薬調査案件等々国内外の数多くの企業不祥事の解決に携わる。2006年から2007年まで首相官邸勤務。第一東京弁護士会・民暴委員会副委員長。

**福井 信雄** (弁護士・パートナー)

nobuo_fukui@noandt.com

シンガポール・オフィス代表。2010年から3年間インドネシアの現地法律事務所にて執務後、2013年から現在に至るまでシンガポールを拠点に日本企業の東南アジア進出に伴う法務面の支援を行っている。特にインドネシア法務には直近10年間従事し続けており、日本企業と現地企業とのM&A取引や不動産開発プロジェクト等の大型進出案件や、現地子会社の不祥事調査、贈収賄関連のコンプライアンス問題、労務、競争法等の企業法務の分野に関して豊富な経験を有する。

**山本 匡** (弁護士・パートナー)

tadashi_yamamoto@noandt.com

2009年から14年にかけてインドにて勤務(マルチスズキ社・現地法律事務所・日系証券会社)。2014年から17年、長島・大野・常松法律事務所シンガポール・オフィス勤務を経て東京オフィスにて勤務。インドを中心とする新興国案件を中心にアドバイスを行っている。

**川合 正倫** (弁護士・パートナー)

masanori_kawai@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所上海オフィス一般代表。2011年中国上海に赴任し、2012年から2014年9月まで中倫律師事務所上海オフィスに勤務。上海赴任前は、主にM&A、株主総会等のコーポレート業務に従事。上海においては、分野を問わず日系企業に関連する法律業務を広く取り扱っている。

**澤山 啓伍** (弁護士・パートナー)

keigo_sawayama@noandt.com

ハノイ・オフィス代表。2011年以来ベトナム・ハノイを拠点として執務しており、ベトナム及び周辺国への日系企業の事業進出や現地企業の買収、インフラ投資案件、既進出企業の現地でのオペレーションに伴う法務(事業拡大のための法令調査、紛争、労務、取引契約レビュー等)を中心にアドバイスを行っている。



佐々木 将平 (弁護士・パートナー)

shohei_sasaki@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所パートナー／バンコクオフィス代表。2005年東京大学法学部卒業。2011年 University of Southern California Gould School of Law 卒業 (LL.M.)。日本企業の東南アジアへの進出、現地企業の買収案件及び在タイ日系企業の企業法務全般にわたる支援を行っている。



長谷川 良和 (弁護士・パートナー)

yoshikazu_hasegawa@noandt.com

商社勤務を経て弁護士登録。Allen & Gledhill LLP (シンガポール) 出向を経て、2013年1月からシンガポール・オフィス勤務。シンガポール、マレーシア、ミャンマーをはじめ東南アジアその他アジア地域への進出、M&A、ジョイント・ベンチャー、エネルギー・インフラ案件、危機対応等、企業法務全般にわたり日系企業の支援を行っている。



坂下 大 (弁護士・パートナー)

yutaka_sakashita@noandt.com

2007年に長島・大野・常松法律事務所に入所し、クロスボーダー案件を含む多業種にわたるM&A、事業再生案件等に従事。2015年よりシンガポールを拠点とし、アジア各国におけるM&Aその他種々の企業法務に関するアドバイスをを行っている。



アクセル・クールマン Axel Kuhlmann (外国法事務弁護士・外国法パートナー(*))

axel_kuhlmann@noandt.com

ドイツの弁護士資格を有し、コーポレート分野及びM&A分野を中心に取扱う。ドイツ及び欧州市場を中心に、国内企業による海外での企業活動に関する各種アウトバウンド案件、海外企業による国内での企業活動に関する各種インバンド案件のいずれについても、国内及び海外の依頼者に対する豊富な助言実績を有する。また、コーポレート分野及びM&A分野を含む企業法務全般において、ドイツ法に関する幅広い実務経験に基づき実践的なアドバイスを行う。(*) 外国法共同事業を営むものではありません。



大沼 真 (弁護士)

makoto_ohnuma@noandt.com

2010年長島・大野・常松法律事務所入所。M&A・企業組織再編・ジョイント・ベンチャーを中心として、企業法務全般を取り扱う。2016年から2019年にかけてドイツ、オランダ、ロシアの法律事務所にて執務し、欧州地域におけるM&A取引等に関して幅広い経験を有している。ニューヨーク州弁護士・英国ソリシター資格を有する。



ジョン・レイン (外国法事務弁護士)

john_lane@noandt.com

複雑なクロスボーダー訴訟 (complex cross-border litigation) や、複数の法域にまたがるグローバルな調査と危機管理について豊富な経験を有している。これまで、クライアントの最も重要なガバナンスの問題に関連する依頼を何度も受けており、イギリスの議会委員会 (UK parliamentary committees) への出席のために多数の助言を行ってきた。また、金融サービス、医療、運輸セクターを中心に、様々な業界のクライアントにも助言しており、これまで、複数のアメリカ及びヨーロッパの金融機関に出向している。イングランド銀行においては、総裁 (Governor) に助言する最高顧問 (Chief Legal Adviser) と共に、社内外の様々な法的問題に取り組んだ経験を有している。

丸田 颯人 (弁護士)

hayato_maruta@noandt.com

2019 年長島・大野・常松法律事務所入所。主に、危機管理・企業不祥事対応、コンプライアンス等を取り扱っている。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 500 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガル・サービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Client Alert の配信登録を希望される場合には、<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<client-alert@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所から其他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。